

令和8年度 方谷學舎高等学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は、年間数件程度と件数は少ないが、生徒間のトラブルは発生しており、いじめへ発展しないよう抑止する必要性がある。また、スマートフォンの普及により、SNS等による書き込みやアプリケーション(ライン等)によるトラブルも発生頻度が増加傾向にある。

・いじめの未然防止や早期発見の為、アンケートを実施したり、個人面談を実施したりするなど、教員の気づきだけではなく、生徒の方から相談ができるような環境づくりを図る。また、生成AI等の利用や匿名掲示板等を通じた誹謗中傷のケースも予想され、対策の強化が求められる。(学校で抱え込むのではなく、警察等に早期の相談を行う)

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健かに成長できる環境をつくとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

＜重点となる取り組み＞

- ・スマホ、携帯電話安全教室を行い、SNSの利用やネット上でのいじめ問題の認識を深めさせる。
- ・教育相談委員会と協力し、全校生徒の様子を担当や他の先生と共有する環境を整備する。
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動。
- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施、人権教育の充実

保護者・地域との連携	学校	関係機関等との連携
・本校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA総会・役員会を活用し、意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・人権委員会から発行される「人権だより」を生徒・保護者ともに周知していただき、人権について考える環境を整える。 ・全校生徒対応の人権の講演に保護者へ参加を募る。 ・地域のICTリテラシー講座と連携し、保護者への啓発を強化する。	いじめ対策委員会 ＜対策委員会の役割＞ いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめの対処等に関する処置を実効的に行う。教員の研修機会の計画・実施 ＜対策委員の開催時期＞ 学期に1回程度。ただし、いじめと疑われる相談、通報があった場合には会議を緊急開催します。 ＜対策委員会の内容＞ ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正 ・いじめに関する相談 ・いじめの判断と情報収集 ・いじめの事案対応検討・決定	＜連携機関名＞ 高梁警察署生活安全課 ＜内容＞ 非行防止教室実施 ＜窓口＞ 生徒指導課長 ＜連携機関名＞ 吉備国際大学 ＜内容＞ スクールカウンセリング ＜窓口＞ 教育相談委員長(養護教諭)

学校が実施する取組	
① いじめの防止	＜教員研修＞ ・教職員の指導力向上のための研修。 ＜居場所づくり＞ ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や自己効力感を感じられる学校づくりを進める。 ＜人権だより＞ ・人権という観点で、差別(ジェンダーなど)やデートDVなどの問題について考えることによって、からかいやいじめについても考える機会を与える。 ＜非行防止教室＞ ・警察(生活安全課)の協力を仰ぎながら、いじめや暴力について学ぶ機会を与える。
② 早期発見	＜アンケート＞ ・生徒の実態のため学期ごとに実施し、早期発見を図る。 ＜保護者会・三者懇談＞ ・家庭で相談している些細なようすも聞かせていただき、人間関係のこじれなども把握し、いじめに発展しないように注意する。 ＜学年会議＞ ・基本的に毎週行い、各クラスの生徒の様子を共有できる体制をつくる。 ＜個人面談＞ ・学期初めに、担任が個人面談を行い、早期発見に努める。
③ いじめへの対処	＜教育相談＞ ・いじめ解消に向け、いじめた側といじめられた側の心のケアができる体制を整える。 ＜検討＞ ・アンケートの結果より、いじめがあったことが確認された場合には、いじめ対策委員会を開催する。 【いじめを確認】 ＜いじめられた生徒への支援＞ ・いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に、該当生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ＜いじめた生徒への指導＞ ・いじめは絶対許されない行為であり、毅然とした対応を行い、保護者の協力を得ながら指導を行う。 ・被害生徒・加害生徒双方への心理的支援プログラムを外部専門家と連携し充実させる。